

働き方改革スケジュール

すぐに実践できるものの実行	実態把握・職員アンケートの実施	働き方改革について
<p>4/20 男女共同参画推進本部 すぐに実践できるもの(下記)について実行していく</p> <ul style="list-style-type: none"> ①時間外勤務の厳格化、ルール of 徹底 ②健康デー(ノー残業デー)の徹底 ③全庁的な有給休暇取得激励期間の充実 ④管理職の意識改革 <p>4/26 イクボス宣言、第1回働き方改革セミナー</p> <p>4/27 働き方改革(①～④)について職員へ周知(職員課)</p> <p>6/27 夏季集中休暇期間の取得奨励を開始し、職員に周知。(職員課)</p>	<p>4/20 男女共同参画推進本部 働き方の実態調査と職員アンケートを実施していくことを確認</p> <p>5月 3課(男女共同参画室・職員課・経営改革室)でアンケート作成</p> <p>6/9～6/30 職員アンケート実施および実態調査(職員課)</p> <p>8/8 アンケートの結果と分析をまとめる(3課)</p> <p>8/9 アンケートの結果と分析を職員に配布する</p>	<p>4/20 男女共同参画推進本部 関係課で協議し方向性の協議を経て、働き方改革を実施していく。</p> <p>7/29 アンケート結果からの課題を踏まえ、3課で(方向性)案作成</p> <p>8/10 男女共同参画推進本部幹事会(関係課)協議</p> <p>9/1 男女共同参画推進本部で協議</p> <p>9月～ 各部・各所属に働き方改革(方向)について周知し、取り組みを促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各所属の取り組みについて業務削減・効率化アウトソーシング等の検討 ②全庁的に行う取り組みについて、行革の視点から経営改革室、職員数などについては職員課が中心となり3課で協議し進める。
<p>8/30 第2回働き方改革セミナーを職員研修と兼ねて実施(男女共同参画室・職員課)</p>	<p>↓</p> <p>→</p>	<p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>次回本部会議で報告</p>